

徳島県告示第453号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月28日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 知事指定薬物の名称等

- (1) 化学名 (8R)-N,N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称 1Fe-LSD）及びその塩類
- (2) 化学名 N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン（通称 Fluetonitazene）及びその塩類
- (3) 化学名 N,N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン（通称 Isobutonitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン（通称 5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）及びその塩類

2 効力が失われた理由

1に掲げる知事指定薬物は、条例第2条第5号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 効力が失われた日

令和8年8月28日